

◆ 学会動向 ◆

## 日本地方財政学会第15回大会

川 勝 健 志 (京都府立大学)

今年で15回目となる日本地方財政学会は、2007年5月19日(土)～20日(日)の2日間にわたり、松山大学において開催された。本稿では、筆者が参加できた範囲内での感想や印象で恐縮ではあるが、同大会の特徴や報告・討論の一端を紹介したい。

まず大会プログラムに見られるいくつかの特徴を挙げてみよう。第1に、初日の午後の部前半に、各方面からテーマに沿った報告者をお招きしての『特別企画セッション』が設けられていたことである。西山一郎氏(尾道大学)を座長に愛媛県内子町、高知県馬路村、徳島県上勝町の各町村長で構成された「自治体経営の最前線」、小西砂千夫氏(関西学院大学)を座長に総務省の交付税課長と市町村税課長で構成された「地方財政運営の課題」、川瀬光義氏(京都府立大学)と李昌均氏(韓国地方行政研究員先任研究委員)を座長に李在原氏(釜京大学)と柳泰鉉氏(ソウル市立大学)で構成された「韓国における地方財政の課題」の3つの企画セッションがそれぞれである。いずれも興味深いテーマではあったが、筆者も参加していた「地方財政運営の課題」セッションの盛況ぶりからすると、会場の入り具合にやや偏りが出ていたのではないかと思われる。しかしそれは、学会全体が昨今の「三位一体改革」の動向や「新型交付税」導入をめぐる議論にいま最も注視していることの表れといえよう。

第2に、全体シンポジウムが大会両日の2回、設けられていたことである。初日は「分権一括法・道州制の行方と地方財政」をテーマに、大森彌氏(東京大学名誉教授)、加戸守行氏(愛媛県知事)、神野直彦氏(東京大学)、飯泉嘉門氏(徳島県知事)、星川俊堯氏(愛媛県新聞社取締役論説・編集担当)がそ

れぞれの観点から報告・討論された。二日目は、テーマを「破たん(再生)法制と地方債改革の課題」とし、椎川忍氏(総務省官房審議官)、中越眞氏(いよぎん地域経済研究センター社長)、持田信樹氏(東京大学)、古川康氏(佐賀県知事)が同じくそれぞれの観点から報告・討論された。今大会に両日合わせて計3人の県知事を交えてのシンポジウムが催されたことは、個人的には近年の都道府県知事に対する関心の高さをうかがい知る良い機会となった。またその一方で、今大会の分科会に都道府県財政に関する研究報告が1つもなかったことやシンポジウムでの道州制をめぐる議論から、都道府県の役割をどのように考えるのかについては、学会全体としても、必ずしも明確な回答を持ち得ていないという現状をあらためて痛感した。

第3に、分科会に従来からある共通論題と自由論題という区分を設けず、すべての報告が1つのテーマに沿った形で編成されていたことである。これは、プログラム編成上の工夫なのか、たまたま報告内容に関連の深いものが多かったのかは定かではないが、共通論題と自由論題の区分を設けるか否かについては、おそらく賛否両論があろう。例えば、自由論題という区分で報告が個別化されると、聞く側にとっては、関心のある報告の時間帯が重なって聞けない、報告ごとに会場を移動しなければならないといった問題に直面する可能性があるが、本学会での報告を希望する側にとっては、報告内容に幅を持たせられるといった利点もあるからである。ちなみに、今大会の分科会は、昨年、東洋大学で催された前回大会と同じ10会場で報告数もほぼ同数の計34本であったが、前回大会は2会場に自由論題が設けられていた。また、今大会

の分科会の各テーマについては、以下の通りであった。

- A. 第1分科会「各国の地方財政改革」
- B. 第2分科会「公共サービスの効率的供給」
- C. 第3分科会「地方交付税・地方税改革」
- D. 第4分科会「地方財政と福祉」
- E. 第5分科会「公民連携と地方財政」
- F. 第6分科会「環境政策と地方財政」
- G. 第7分科会「地方分権と地方財政改革」
- H. 第8分科会「地方財政と地域経済」
- I. 第9分科会「地方自治体経営」
- J. 第10分科会「公共施設の維持・管理」

以上、3点を今大会のプログラム上の特徴として挙げたが、以下では、筆者が参加した特別企画セクションと分科会の中から、個人的に関心のあった報告・討論を取り上げる。そこでまず、上でも述べたように、特別企画セクションで最も盛況であった「地方財政運営の課題」セクションから、黒田武一郎氏（総務省自治財政局）が報告された「地方交付税：改革の動向とその論点」とそれに対するディスカッサントである中井英雄氏（近畿大学）のコメントを紹介したい。

黒田報告は、三位一体改革における取組みを概括した上で、交付税改革をめぐる動向と論点の整理を試みるというものであった。同報告では、地方税の充実こそが本筋であることを強調しつつ、交付税改革をめぐる基本的論点として、①中期的な持続可能性、②総額・配分額の予見可能性、③算定方式の「わかりやすさ」を挙げ、交付税算定の簡素化と的確な財源保障のためのきめ細やかな算定のバランスをどのように図っていくかが不断の検討課題であるとされた。そしてその上で、国と地方の役割分担がどのようになるのか、またそれに応じて国と地方の税源配分の見直しや国庫負担金の見直しがどのようになるのかといったことよって、交付税の見直しの方向が決まってくると主張された。つまり、交付税については、制度単体のみで議論するのではなく、「交付税という財政調整制度」が対象とする地方行財政全体のシステムをどのように改革していくのかという議論と一体として行うべきという結論である。

中井氏からは、黒田報告で挙げられた上記の論点から、いくつかのコメント・質問がなされた。1つは、持続可能性の意味は、「地方共有税構想」においては、好況期に需要額を追加するのではなく、特会基金に繰り入れれば、次の不況期に特会基金から繰り出して総額を確保できるという制度の持続可能性を指すのであるのか、というものであった。これに対し、黒田氏は「地方共有税の下で、年度間調整がワークするとは考えにくい。まず国が約800兆円もの借金を抱えている中で特会基金をもてないだろうし、地方は特会の借金を返すお金があるなら、地方債の返済をすべきと考えるからである。現実の借金をどうするのがポイントになる」と回答された。また、地方財政計画と決算の乖離は、概ね解消の見込みとされているが、需要額と決算の対比は、予見可能性やわかりやすさの観点から、将来行われる可能性はないのか、という問いに対しては、「ここでいう“わかりやすい”、“わかりにくい”の意味は、需要額と決算との乖離というよりも、難解な補正係数の問題である」と回答された。

次に、私自身の研究と関連の深い報告が集まっていた、植田和弘氏（京都大学）を座長とする第6分科会「環境政策と地方財政」の中から、八木信一氏（九州大学）が報告された「補助金の交付金化と政策統合－循環型社会形成推進交付金を事例として－」、石田和之氏（徳島大学）が報告された「負担分任原則を利用した政策税制としての森林環境税」、金子林太郎（敬愛大学）が報告された「産業廃棄物税の現状と課題」を紹介したい。

八木報告は、三位一体改革に伴う補助金の交付金化について、国が地方自治体を財源面でコントロールするという批判はやや一面的であると指摘し、社会資本整備に関わる補助金の交付金化の事例として、循環型社会推進交付金を取り上げ、それを環境政策統合の観点から評価を行うというものであった。同報告では、循環型社会推進交付金にみる補助金の交付金化は、ごみ政策における統治構造の重層化と多元化、循環型社会地域計画を通した行政計画のフィードバック機能の拡充、技

術マネジメント能力の形成という複合的な視点から、相互に関連させながら行われなければならなかったが、そのいずれもが従来の補助金の時とほとんど変わらないままで行われたと指摘され、批判すべきは、むしろ補助金によってこれまで形づくられてきた、廃棄物の行財政システムの全体像に対してではないかと結論付けられた。

石田報告は、一般に「参加型税制」として位置づけられてきた森林環境税が「負担分任原則」に最もなじむとされてきた県民税均等割超過課税を活用した税であり、かつ税収の用途を森林環境保全に限定していることなどから、森林環境税を「負担分任原則を利用した政策税制」という視点から再検討したものであった。同報告では、負担分任原則における教育的効果を重視した考え方が参加型税制であり、その理念を具現化したものが森林環境税であると結論付けた上で、現行の森林環境税に代えて、税収の用途を納税者が選択する制度を利用した森林環境税が提案された。

金子報告は、産廃税が全国の自治体で導入されるようになって5年が経過した現在、事後評価の必要が出てきていること、近年の産廃税に関する研究が理論的研究に留まっていることから、「産業廃棄物に関する法定外税（産業廃棄物税）の現状と動向に関するアンケート」を自ら企画・実施し、その調査結果を紹介しながら、税の減量効果や制度の見直しを中心に産廃税の現状と課題を検討したものであった。同報告では、アンケートの調査結果の分析を通じて、明らかとなった産廃税の今後の課題として、税による減量効果を把握する方法を確立する必要があること、制度の見直しの基準を具体的に設定すること、産廃の排出抑制、再利用、リサイクルの促進といった政策課題は、通常5年とされる課税期間をより長いスパンで見る必要があることが指摘された。

金子報告については、討論者であった堀場勇夫氏（青山学院大学）のコメントも、地方環境税を研究する筆者にとって、大変興味深いものであった。堀場氏が指摘されたのは、産廃税の効果は、金子報告で取り上げられている産廃の減量効果に限らず、産廃の地域配分効果や政府行動に与える効果もあるのではないかという点である。特に、後者の効果については、金子報告の中にあつたアンケート調査の結果から、すでに何らかの分析も可能ではないだろうか。堀場氏も指摘されていたように、例えば、産廃税検討年度が一定の期間に集中しているというアンケート調査の結果は、各自治体が近隣自治体の動向を考慮して導入を検討したという1つの証拠であり、導入の予定がない理由を尋ねたものの中にある「隣接自治体が導入するなら導入する、また逆に導入しないなら、導入しない」といった回答は、自治体間で租税協調的な行動が働いていることを示しているのではないだろうか。もちろん、このような結論が本当に導き出せるかどうかについて、より詳細な分析が必要であることは言うまでもない。しかしいずれにしても、そうした実証研究は、産廃税はもちろん、地方環境税の効果に関する研究に厚みを加える重要な研究課題といえよう。

以上、今大会でのプログラムの特徴と個人的関心に基づいた報告・討論の一端を紹介し、若干の感想や印象を述べてきたが、筆者の勘違いや理解不足で報告や討論の内容に誤りがあった場合には、忌憚無くご意見を頂戴できれば幸いである。近年の目まぐるしい地方財政改革の動きは、その望ましい方向を示すことはもちろん、内容を正確に理解することすら難しくしている。こうした状況は、本学会の社会的責任を今後ますます重くするであろうが、その責任をより積極的に果たそうとすることが、地方財政研究の今後の発展につながると期待してやまない。